**【テーマ１】　環境先進都市・大阪の実現と新たなエネルギー社会づくり**

|  |  |
| --- | --- |
| **めざす方向** | ◎豊かで快適な大気・水質が保全され、温暖化対策が進み、府民が暮らしやすく、かつ事業活動が行いやすい環境づくりとエネルギーの先進都市をめざします。  （中長期の目標・指標）　「将来ビジョン・大阪」に掲げる将来像イメージ　「新エネルギー都市　ナンバー１」  　・新たなエネルギー社会の構築：平成32年度までに太陽光発電の普及促進等により、150万kWを新たに創出　（おおさかエネルギー地産地消推進プラン）  　・低炭素・省エネルギー社会の構築：平成32年度までに温室効果ガス排出量を7%削減（平成17年度比）　（大阪府地球温暖化対策実行計画）  　・健康で安心して暮らせる社会の構築：平成32年度までに対策地域（自動車NOx・PM法(\*3)に基づく37市町）全体で二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成する　（大阪府自動車ＮＯｘ・ＰＭ総量削減計画）  　・動物愛護の推進：平成35年度までに犬および猫の返還譲渡率を、それぞれ70％および10％まで増加　（大阪府動物愛護管理推進計画） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **エネルギーの地産地消の推進** | | | | | |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール等）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（H29.３月末時点）＞** |
|  | **■創エネ・省エネの普及推進**  　・府市共同で設置した「おおさかスマートエネルギーセンター」(\*4)を中心に、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの普及拡大、省エネの促進などを図る。  （スケジュール）  ◇低利ソーラークレジット事業(\*5)  28年7月：利用スタート  ◇BEMS普及啓発事業(\*6)  28年8月：エネルギーマネジメントシステム（EMS）の導入事例集公表  ◇地域環境活動を広げる府民共同発電補助事業  28年10月：実施NPO等決定  29年２月：公益的施設に太陽光パネル設置完了  ◇下水熱普及促進のための調査事業  29年2月：下水熱ポテンシャルマップ(\*7)完成 | ◇活動指標（アウトプット）  ・低利ソーラークレジット事業の実施  ・エネルギーマネジメントシステム（EMS）の認知度向上と事業者への導入促進を目的とした導入事例集公表  ・府民共同発電補助事業により、公益的施設へ太陽光パネルを設置（２件）  ・下水熱ポテンシャルマップ完成  ◇成果指標（アウトカム）  （定性的な目標）  ・「おおさかエネルギー地産地消推進プラン」に基づき、再生可能エネルギーの普及拡大など、エネルギーの地産地消を推進することで、電力がこれまで以上に「安全」で、かつ「安定的」に「適正価格」で供給される「新たなエネルギー社会の構築」を目指す。 | ○太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの普及拡大、省エネの促進などを図るため、以下の取組みを行った。  ・低利ソーラークレジット事業については、公募で決定した信販会社と連携し、7月1日より開始。利用実績：28件（平成29.３月末）  ・業界団体を通じて、約13,000社の中小事業者に対し、EMS導入の働きかけを実施。また、事例掲載事業者及びEMS事業者へのヒアリングを経て導入事例集を1月に作成、公表。以降のEMS啓発に活用。  ・府民共同発電補助事業については、公募の結果、実施２団体を決定し、いずれも太陽光パネルの設置完了。  ・下水道室と連携して下水熱ポテンシャルマップを3月作成、4月公表予定。平成29年度からマップを活用して下水熱の利用促進を図る。 |
| **温暖化対策の推進** | | | | | |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（H29.３月末時点）＞** |
|  | **■大阪府地球温暖化対策実行計画に基づく対策の推進**  　・温暖化防止条例(\*８)に基づき業務部門・産業部門等の大規模事業者（特定事業者）の、さらなる温室効果ガス排出抑制に向け、新たに４月から評価制度を導入する。  （スケジュール）  28年5月：評価制度事業者説明会  28年８月、9月：届出（実績報告書、対策計画書）〆切  28年12月：届出の集計結果、評価結果の公表 | ◇活動指標（アウトプット）  ・全特定事業者からの実績報告書の届出  （約900事業者）  ・3年に1度、特定事業者が提出する対策計画書に基づく評価の実施（約200事業者）  ◇成果指標（アウトカム）  （数値目標）  ・特定事業者の温室効果ガス排出量を削減  （前年度比１％以上） | ○さらなる温室効果ガス排出抑制に向け、新たな評価制度に基づき、以下の取組みを行った。  ・871特定事業者から実績報告書の届出を受け、温室効果ガスの排出削減等を指導・助言。  ・「評価制度」事業者説明会を5月に実施（参加210名）。また、181特定事業者から対策計画書の届出を受け、対策の実施状況等について評価を実施。（181特定事業者合計で3年の計画期間中に温室効果ガスの排出を5.9％を削減する計画）  ・温室効果ガス排出量の平成28年度実績は、29年秋頃判明予定。（参考：27年度実績は、前年度比2.5%削減） |
|  | **■気候変動の影響への「適応策」の検討**  　・気候変動の影響への適応を進めるため、27年度に先行的にとりまとめた環境農林水産分野に、自然災害や健康分野など他部局所管分野の影響と適応策（事業や施策）を加えた「適応に係る影響・施策集（仮称）」案をとりまとめる。  　・これをもとに「適応の基本的方向性」を検討し、環境審議会に諮り、29年度に「大阪府地球温暖化対策実行計画」に盛り込む（府の「適応計画」として位置づけ）。  （スケジュール）  28年10月：「適応に係る影響・施策集（仮称）」案のとりまとめ  28年11月：環境審議会に「大阪府地球温暖化対策実行計画」の改定を諮問  29年６月：環境審議会答申（予定） | **▷** | ◇活動指標（アウトプット）  ・「適応に係る影響・施策集（仮称）」案のとりまとめ  ◇成果指標（アウトカム）  （定性的な目標）  ・21世紀末までの長期的な展望を意識しつつ、概ね10年間における適応策を分野・項目ごとに整理し、明らかにすることで府民の理解を深め、対策の促進を図る。 | **▶** | ○「適応に係る影響・施策集（仮称）」案をとりまとめ、環境審議会温暖化対策部会に説明。（気候変動の影響への適応についての環境審議会答申を踏まえ、引き続き整理を行い、「施策集」として、平成29年度の実行計画改定と同時に公表予定） |
| **大阪湾の環境保全・再生** | | | | | |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（H29.３月末時点）＞** |
|  | **■瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画の変更**  　・多面的価値・機能が最大限に発揮された「豊かな大阪湾」の実現に向けた取組みを推進するため、「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」を変更する。  （スケジュール）  28年６月：環境審議会（府計画のあり方について答申）  7月：計画案についてパブリックコメント  ８～９月：環境大臣との協議  　　　10月：計画変更（告示） | ◇活動指標（アウトプット）  ・「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」を変更  ◇成果指標（アウトカム）  （定性的な目標）  ・「生物の生息環境の改善」、「水質の保全及び管理」、「都市活動や暮らしにおける潤い・安心の創出」等を推進するための取組みを示し、多面的価値・機能が最大限に発揮された「豊かな大阪湾」の実現に繋げる。 | ○多面的価値・機能が最大限に発揮された「豊かな大阪湾」の実現に向けた取組みを推進するため、環境審議会答申を踏まえ、パブリックコメントの実施、環境大臣との協議を経て、「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」を変更した（平成28年10月31日告示）。具体的な計画の変更点は、以下のとおり。  ・大阪湾を３つのゾーンに区分し、基本的な施策ごとに重点的に取り組むゾーンを明らかにして、きめ細かく取組みを推進  　＜ゾーン＞  　　　湾奥部、湾央部、湾口部  　＜基本的な施策＞  　　　沿岸域の環境の保全・再生・創出 等  　＜きめ細かな取組み＞  　　　湾奥部における栄養塩類の過度な偏在の解消  　　　湾央部及び湾口部における里海づくりやエコツーリズムの推進　等 |
| **自動車排出ガス対策の推進** | | | | | |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（H29.３月末時点）＞** |
|  | **■流入車対策及び大型車を中心とする自動車環境対策の新たな取組みの検討**  ・大阪府自動車ＮＯｘ・ＰＭ総量削減計画〔第３次〕に掲げる目標をより早期かつ確実に達成するために、流入車対策及び大型車を中心とする自動車環境対策の新たな取組みを検討する。  （スケジュール）  28年7月頃　　：案策定  28年8月頃　　：パブリックコメント  29年2月議会 ：条例改正 | ◇活動指標（アウトプット）  ・効果的かつ効率的な流入車規制の手法を策定し、条例改正する。  ・環境負荷の大きい大型車を中心とする自動車環境対策の新たな取組みを策定する。  ◇成果指標（アウトカム）  （定性的な目標）  ・「平成32年度までに対策地域全体で二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成する」という目標をより早期かつ確実に達成する。 | ○大阪府自動車ＮＯｘ・ＰＭ総量削減計画〔第３次〕に掲げる目標をより早期かつ確実に達成することを目的として、流入車対策手法及び大型車を中心とする自動車環境対策の新たな取組みを策定するため、以下の取組みを行った。  ・環境審議会の答申を踏まえ、市町村との連携を強化するため、「大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例」、また効果的かつ効率的な流入車規制を推進するため、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」を改正した（29年３月29日公布）。  ・エコドライブ・輸送効率化等を促進するため、中小事業者等に対する取組支援策の方針を決定した。  ・平成27年度の府内常時監視測定局での大気環境基準達成状況  　　NO2：102局/102局で達成  　　SPM：100局/101局で達成 |
| **資源循環型社会の構築** | | | | | |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（H29.３月末時点）＞** |
|  | **■新たな循環型社会推進計画の策定・推進**  ・大阪府における循環型社会の構築に向け、平成３２年度を目標年度とし、目標や施策をまとめた新たな「循環型社会推進計画」を策定する。  本計画に基づき、資源の循環的利用のほか、廃棄物の排出・処分量の抑制、適正処理等を推進する。  （平成28年度の重点的取組み）  ・循環型社会推進計画の策定  ・市町村と連携した３Ｒの推進  ・建設混合廃棄物の発生抑制の促進  （スケジュール）  28年4月：計画案作成  　　　 5月：パブリックコメント  　　　 6月：計画策定 | ◇活動指標（アウトプット）  ・循環型社会推進計画の策定  ・計画の推進に向けて市町村と情報交換を進める  ・庁内建設リサイクル関係部局と協議調整する  ◇成果指標（アウトカム）  （定性的な目標）  ・平成32年度の排出量、再生利用率、最終処分量に係る数値目標を設定するとともに、取組む施策、取組みを実感できる新たな指標を示し、府民の関心を高め、資源の循環的利用のほか、廃棄物の排出・処分量の抑制を目指す。  ・建設廃棄物の現場分別に関する実態把握や分別事例の情報収集等を進め、適正処理等を推進する。 | ○大阪府における循環型社会の構築に向け、目標や施策をまとめた新たな「循環型社会推進計画」を策定し、計画に基づく資源の循環的利用のほか、廃棄物の排出・処分量の抑制、適正処理等の推進のため、以下の取組みを行った。  ・新たな循環型社会推進計画を平成28年6月に策定し、計画において、平成32年度目標を以下のとおり設定するとともに、主な施策、各主体の行動指標を示した。   |  |  |  | | --- | --- | --- | |  | 一般廃棄物 | 産業廃棄物 | | 排出量 | ２７８万トン | １,５３４万トン | | 再生利用率 | １５.８％ | ３２.２％ | | 最終処分量 | ３２万トン | ３７万トン | | 生活系ごみ排出量 | ４０３g／人・日 | ― |   ・施策推進のため、府内３６市町村と情報交換を実施するとともに、排出量抑制の新たな取組みとして、“食品ロスの削減”を位置づけた。  ・建設混合廃棄物の発生抑制に向け、建設業者等に対する発生状況や分別取組等の実態把握を実施するとともに、庁内建設リサイクル関係部局と協議調整を行い、建設業者向けの啓発リーフレットを作成した。 |
| **すべてのいのちが共生する社会の構築** | | | | | |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（H29.３月末時点）＞** |
|  | **■動物の愛護と適正管理の取組みの推進**  ・動物の引取り数削減と譲渡の推進を図り、人と動物が共生できる社会の実現に向け、大阪府動物愛護管理推進計画に基づく行動計画「おおさか動物愛護アクションプラン」の策定、及び拠点機能の整備を進める。  （スケジュール）  ◇動物愛護管理センター（仮称）整備事業  　 28年４月工事着工～29年６月竣工予定  ◇動物愛護管理事業  「おおさか動物愛護アクションプラン」の策定  　 28年9月：案策定  　 29年３月：策定 | ◇活動指標（アウトプット）  ・「おおさか動物愛護アクションプラン」を策定  ・動物愛護管理センター（仮称）整備の着実な推進  ◇成果指標（アウトカム）  （定性的な目標）  ・動物愛護管理センター（仮称）の開設を見据え、大阪府が各種施策を展開していく具体的な取組みを明らかにし、社会全体で殺処分ゼロを目指す。 | ○動物の引取り数削減と譲渡の推進を図り、人と動物が共生できる社会の実現に向け、大阪府動物愛護管理推進計画に基づく行動計画「おおさか動物愛護アクションプラン」の策定、及び拠点機能の整備を進めるため、以下の取組みを行った。  ・「おおさか動物愛護アクションプラン」について、平成28年10月に動物愛護推進協議会にて意見聴取し、平成29年２月に策定。各市町村、関係団体、関係部局等へ周知済み。  ・動物愛護管理センター整備事業について、平成29年6月竣工、8月開所を目指し、着実に進んでいる。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **【部局長コメント（テーマ１総評）】**  自己評価 | |
| **＜取組状況の点検＞** | **＜今後の取組みの方向性＞** |
| ■**エネルギーの地産地消の推進**  当初の目標を、達成することができました。  　・EMS導入事例集及び下水熱ポテンシャルマップを作成しました。また、「おおさかスマートエネルギーセンター」を中心に、再生可能エネルギーの普及拡大や省エネの促進を目指し、新たな施策・事業についての検討を行いました。  ■**温暖化対策の推進**  当初の目標を、達成することができました。  　・温室効果ガスの排出は着実に削減しています。平成28年度からは特定事業者を対象に評価制度を導入し、届出された対策計画書の評価を行うなど、一層の排出抑制に取り組んでいます。また、気候変動の影響への「適応」について、環境審議会への諮問や府民向けセミナー開催などを実施しました。  ■**大阪湾の環境保全・再生**  　当初の目標を、達成することができました。  　・多面的価値・機能が最大限に発揮された「豊かな大阪湾」の実現に向けた取組みを推進するため、府民の皆様のご意見等を踏まえ、「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」を変更しました。  **■自動車排出ガス対策の推進**  　当初の目標を、達成することができました。  　・条例を改正し、適合車へのステッカー表示等の役割を終えた義務等を終了しました。  　・中小事業者等に対する取組支援等の自動車環境対策の新たな取組みをとりまとめました。  ■**資源循環型社会の構築**  　当初の目的を、達成することができました。  　・大阪府における循環型社会の構築に向け、平成３２年度を目標年度とし、目標や施策をまとめた新たな「循環型社会推進計画」を策定しました。  　 この計画に基づき、計画の推進に向けた市町村と情報交換や、食品ロス削減への取組み、建設混合廃棄物に関する取組みに着手しました。  ■**すべてのいのちが共生する社会の構築**  　当初の目的を、達成することができました。  　・平成29年２月に「おおさか動物愛護アクションプラン」を策定しました。また、動物愛護管理センター整備については、8月の開所に向け着実に進めています。 | **■エネルギーの地産地消の推進**  　・今年度作成したEMS導入事例集及び下水熱ポテンシャルマップ等も活用して、「おおさかエネルギー地産地消推進プラン」に基づき、再生可能エネルギーの普及拡大や省エネの促進を着実に推進していきます。  ■**温暖化対策の推進**  　・温暖化防止条例に基づく評価制度を適切に運用するとともに、環境審議会から「気候変動の影響への適応について」の答申を受け、府域の特性を踏まえた「適応」の基本的方向性を盛り込む「大阪府地球温暖化対策実行計画」の改定を行い、府民向けの啓発事業を新たに実施するなど、引き続き、「緩和」と「適応」の両面から、温暖化対策を推進していきます。  ■**大阪湾の環境保全・再生**  　・「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」の目標達成に向け、「豊かな大阪湾」創出手法検討会を設置し、関係機関と連携して、湾奥部における生物が生息しやすい場の創出や、湾奥部における栄養塩類の過度な偏在の解消に向けた効果的・効率的な手法を整理・検討するとともに、具体的な事業の実施に向けた枠組みの構築等に取り組みます。  ■**自動車排出ガス対策の推進**  　・「非適合車ゼロ宣言～乗らない、頼まない、見逃さない～」をスローガンに掲げ、立入検査などの取組みを強化します。  　・事業者の相談窓口である「ECO交通推進センター」を設置し、関係団体と連携して、中小事業者等の自動車利用に関する環境配慮の取組を推進します。  ■**資源循環型社会の構築**  　・新たな「循環型社会推進計画」に基づき、大阪府における循環型社会の構築に向けた取組みを進めます。  ■**すべてのいのちが共生する社会の構築**  　・さらなる動物愛護管理行政の推進を図るため、おおさか動物愛護アクションプランに基づき、大阪府動物愛護管理センター（愛称：アニマル　ハーモニー大阪）において、ふれあいや飼育体験教室、講習会、譲渡会など様々な事業を展開していきます。 |